

総合特区について



内閣府地方創生推進事務局
令和6年1月

総合特区制度の概要

(総合特別区域法(平成23年法律第81号))

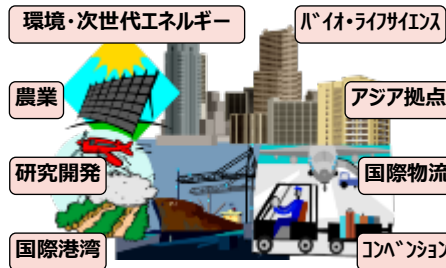
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

① 国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
集積拠点の形成



② 地域活性化総合特区

地域資源を最大限
活用した地域活性化の
取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2) 税制上の支援措置 (R4年度税制改正大綱を踏まえ2年間延長)

○国際戦略総合特区

・国際競争力強化のための法人税の軽減(投資税額控除5%~12% 特別償却17%~40%(※)) ⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

(3) 財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完 (R5年度予算 4百万円)

(4) 金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設 (R5年度予算 3.9億円)

※

平成31年度以前に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率12%特別償却率40% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率6%特別償却率20%
平成31年度以降に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率10%特別償却率34% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率5%特別償却率17%

総合特区の指定区域

国際戦略総合特区

総合特別区域基本方針において、平成25年10月以降の指定は見合わせることにしている。
 <平成25年3月19日閣議決定>

地域活性化総合特区

【第1次指定 (H23.12.22)】

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体の名称
国際1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
国際2	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～(茨城県、つくば市)
国際3	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
国際4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
国際5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戶町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛鳥村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、名古屋港管理組合)
国際6	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)
国際7	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市)

【第1次指定 (H23.12.22)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
2	森林総合産業特区(北海道下川町)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)【令和2年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
8	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
9	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県、山梨県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府)
15	国際医療交流の拠点づくり「りくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府、大阪府泉佐野市)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
18	「森海連携 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
19	たたら山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)【島根県雲南市】【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
20	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県、山口県光市、柳井市、田布施町)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
24	かがわ医療福祉総合特区(香川県)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
26	東九州メディカルバレー構想特区(大分県、宮崎県)

【第3次指定 (H25.2.15)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
33	さがみロボット産業特区(神奈川県)
34	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(静岡県)
35	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市)
36	九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
37	ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県、長崎市、佐世保市、西海市)

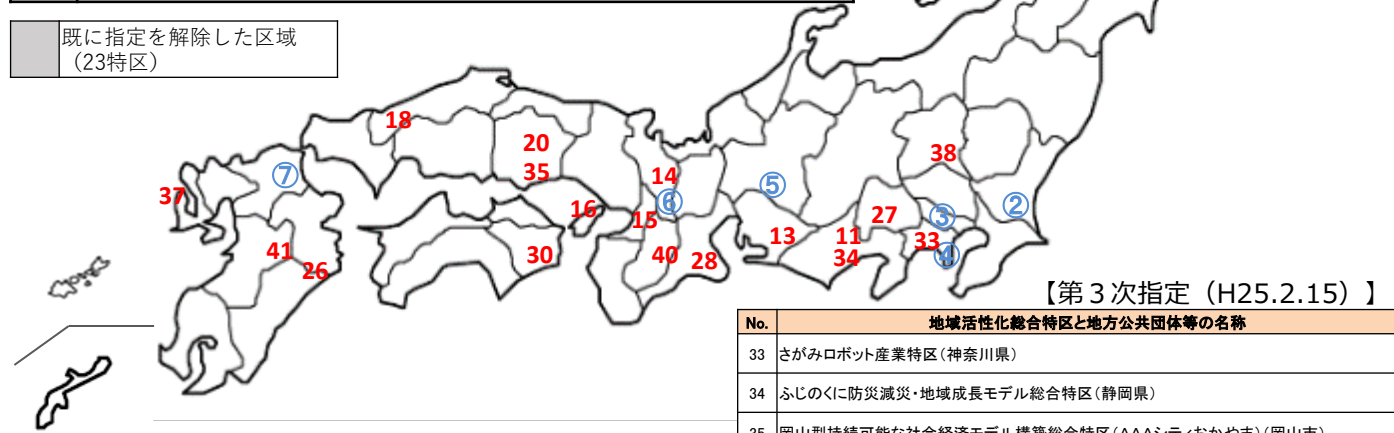
【第4次指定 (H25.9.13)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県)
39	地域の「ものづくり力」を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)【平成30年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
40	奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県)
41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等)

【第2次指定 (H24.7.25)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)
28	みえライフイノベーション総合特区(三重県)
29	鳥取発次世代社会モデル創造特区(鳥取県)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
30	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県)
31	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
32	構による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】

既に指定を解除した区域
(23特区)



	当初指定区域数	既に指定解除した区域数	R5.4.1時点指定区域数
国際戦略総合特区	7	1	6
地域活性化総合特区	41	22	19

【国際戦略総合特区】アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区

[愛知県・岐阜県・三重県・長野県・静岡県 他]

【目標】

- ・アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、「技術立国・日本」の成長・発展を牽引することを目指す。
- ・具体的な目標値：中部地域における航空宇宙産業の生産高 8.7千億円（平成25年度）→ 10.8千億円（令和7年度）
中部地域における航空宇宙関連輸出額 3.5千億円（平成25年度）→ 3.7千億円（令和7年度）等

【取組概要】

ボーイング787の生産等や、H3ロケットの開発等に対応するため、以下の支援措置等を実施。

- ・規制の特例措置（工場等の新增設における緑地面積率等の規制を緩和）
- ・税制支援（国際競争力のある産業拠点整備に係る法人税の軽減）
- ・金融支援（総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援助利子補給金を支給）

ボーイング787等量産事業



画像提供：ボーイング社

ボーイング787等に使用される部品の製造や
複合材料を使用した航空機の機体の研究開発

ボーイング777X開発・量産事業



画像提供：ボーイング社

ボーイング777Xに使用される部品の製造

宇宙機器開発・供給事業



画像提供：JAXA

基幹ロケットをはじめとする宇宙機器の開発・
供給

総合特区で実現した主な規制特例措置

令和6年1月時点

【平成25年11月計画認定】

特定伝統料理海外普及事業 (京都市地域活性化総合特区)

外国人が、特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理(=特定伝統料理)の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするために在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。

【平成25年11月計画認定】

介護機器貸与モデル事業 (岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区)

介護保険制度において、介護保険給付の対象となっていない介護機器の貸与事業を地域支援事業として実施できることとする。

【平成25年6月全国展開】

70MPa水素スタンドに対応した技術基準や例示基準の整備 (グリーンアジア国際戦略総合特区)

70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することを可能とする。

【平成25年8月全国展開】

電力の特定供給の供給先に関する規制緩和 (ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区)

特定供給を行う際の組合の設立については、審査基準の規定等を削除し、出資の有無にかかわらず許可を行うことができることとする。

【平成24年7月計画認定】

工場等新增設促進事業 (アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区)

国際戦略総合特区における工場等の新設・増設を促進するため、条例で、工場立地法又は企業立地促進法の規定に基づき設定されている緑地面積率等の準則(基準)に代えて適用できる準則(基準)を、当該計画の区域内において設定できるよう措置する。

【平成25年8月全国展開】

太陽光発電所に係る電気主任技術者の選任要件の緩和(あわじ環境未来島特区)

自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲を、1,000kW未満から2,000kW未満まで引き上げる。



総合特区の規制特例措置一覧

【国際戦略総合特区】

事業の名称	
1	国際戦略建築物整備事業
2	特別用途地区国際戦略建築物整備事業
3	工場等新增設促進事業
4	国際会議等参加旅客不定期航路事業
5	外国企業進出促進支援事業
6	先端的研究開発推進施設整備事業
7	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業
8	国際戦略総合特別区域 外国企業支店等開設促進事業
9	高度人材外国人受入促進事業

【地域活性化総合特区】

事業の名称	
1	地域活性化建築物整備事業
2	特別用途地区地域活性化建築物整備事業
3	地域活性化総合特別区域 ガス融通事業
4	訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
5	介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
6	地域活性化総合特別区域 畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業
7	回送運行効率化事業
8	分割可能貨物輸送効率化事業
9	公共交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業
10	特定伝統料理海外普及事業
11	地域活性化総合特別区域 介護機器貸与モデル事業

国際会議等参加旅客不定期航路事業

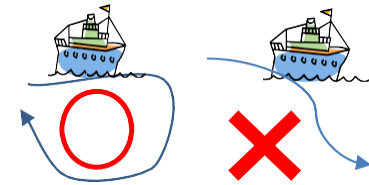
現行制度において、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送については禁止されているところ、海上運送法の特例により、総合特区の区域内において、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送を可能とする。

現行制度

旅客不定期航路事業者は次の2つに掲げる航路を除いて乗合旅客の運送を禁止



- ・陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- ・起点と終点が一致する航路であって寄港地のないもの



課題

都心エリア・空港へのアクセス向上

特例措置（海上運送法の特例）

認定を受けようとする事業の内容について定めた国際戦略総合特別区域計画において、以下の内容が確認できた場合にあっては、**国際会議の参加者の運送に関して、旅客不定期航路事業者による運送ができるものとする。**

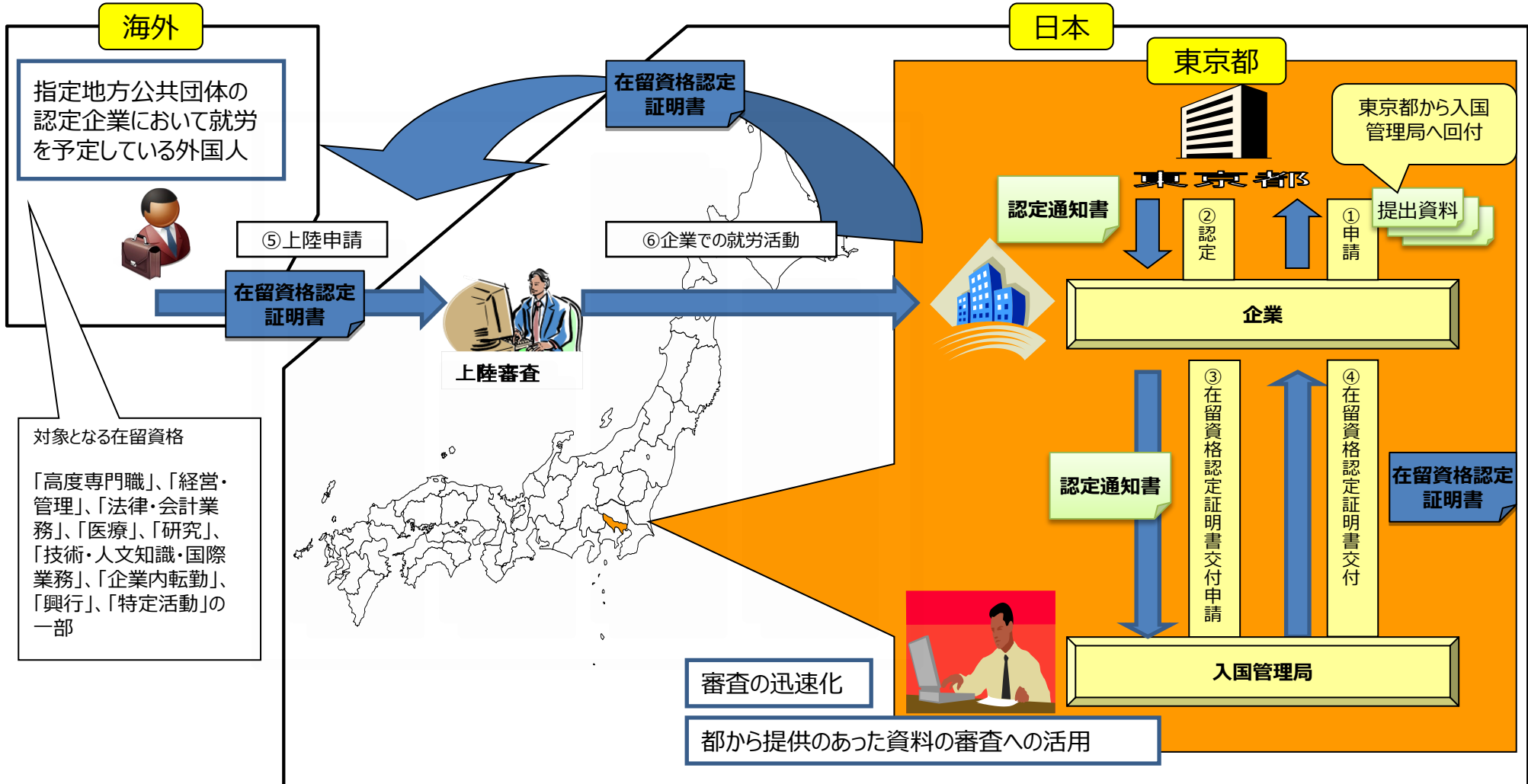
- ①海上運送法対応においては、実施に問題があり、運航が困難であるが、本特例措置により、国際会議の新規誘致に資するなど、新たな需要の喚起が見込まれる航路であること。
- ②複数の会議施設や展示場が集積しているなど、年間を通じて国際会議等が多く開催されることが見込まれる地域であること
- ③空港など多数の外国人が集まる施設と国際会議等が開催される施設とを結ぶ航路であること。
- ④当該航路の起点、寄港地及び終点が、開催する国際会議等の会場や空港等の施設の近隣に存在すること。
- ⑤指定地方公共団体、特定国際戦略事業として国際会議等参加旅客不定期航路事業を定めた国際戦略総合特別区域計画を申請するときは、あらかじめ一般旅客定期航路事業者に意見を聴取すること。



国際会議の開催が増えることにより、我が国の経済成長を経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成。

外国企業進出促進支援事業

国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化する。また、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から法務省入国管理局に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。



先端的研究開発推進施設整備事業

国際戦略総合特区において、先端的な研究開発の推進のために必要な施設を整備する場合に、売却の可能性が極めて低く、多額の維持管理費を要する等の要件を満たす国有財産を無償譲渡できることとする。

現行制度

- 国の財産は、法律に基く場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないこととされている（財政法第9条第1項）。
- 現在、譲与できる場合は国有財産法第28条等に具体的に規定され、地方公共団体が火葬場、墓地等に使うときなどに限定されている。

国有財産法の特例（第19条の2）

国際戦略総合特別区域内において、指定地方公共団体が、普通財産である建物等で所定の要件に該当するものの譲渡を受けて、大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該指定地方公共団体に当該建物等を無償譲渡することができる。

（要件）

- ① 買受人がない又は買受人がないことが明らかであること。
- ② 解体及びその廃棄物の撤去に要する費用が敷地の価格を超えると見込まれること。
- ③ 建物等の維持管理に多額の費用を要すること。



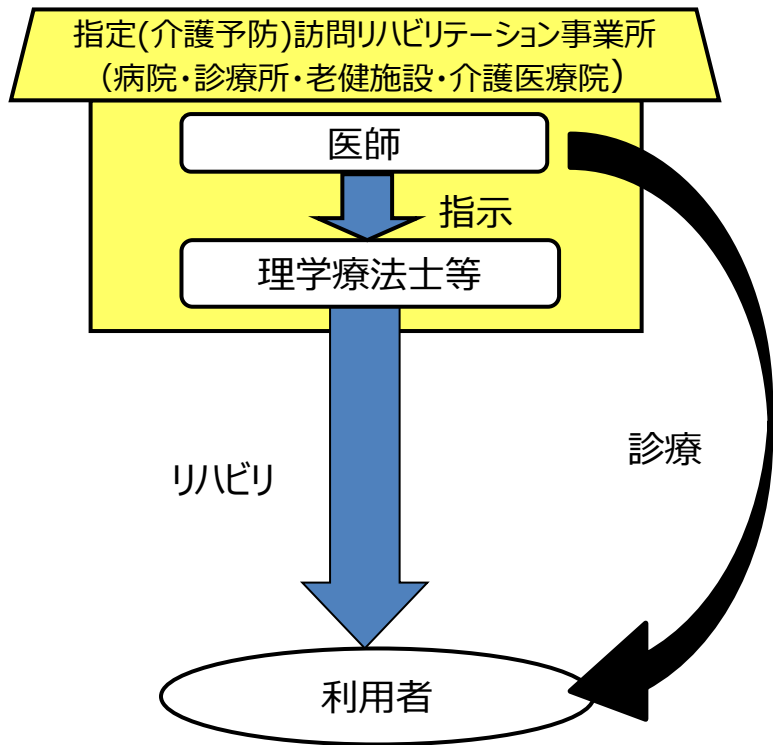
旧私のごと館

訪問リハビリテーション事業所整備推進事業・介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業

サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件を満たした場合に、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。

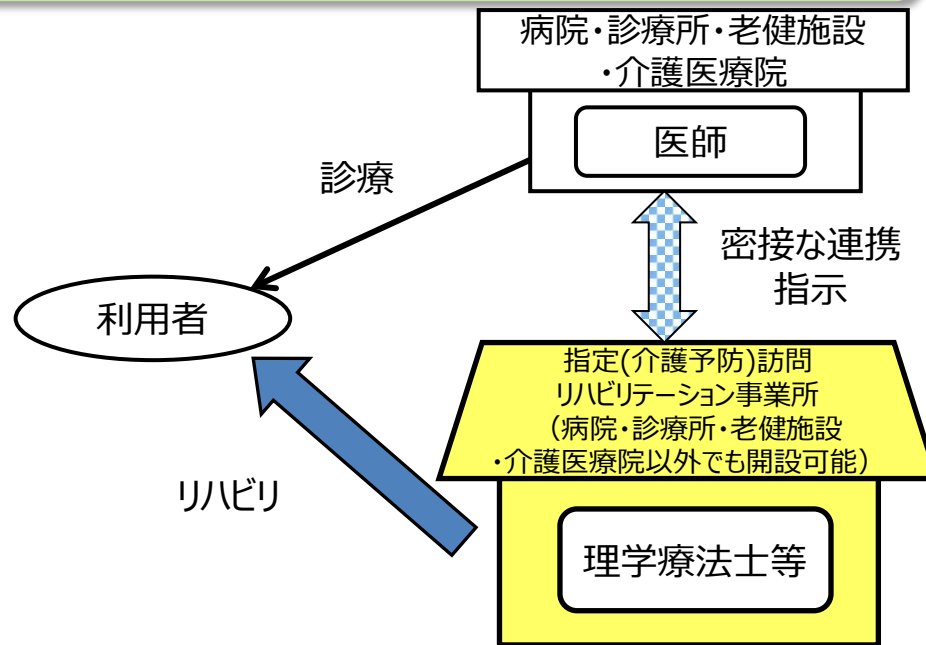
地域活性化総合特別区域以外

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければならない。



地域活性化総合特別区域における特例

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の指定要件を緩和する。



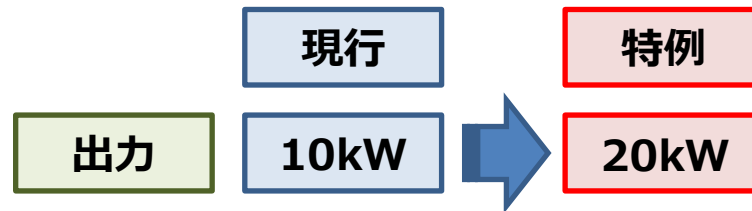
地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業

【概要】

- 一般用電気工作物については、主任技術者の選任や保安規程の届出等の各種規制が不要。
- 一般用電気工作物のうち、小出力発電設備は、電気事業法施行規則において、内燃力発電設備であれば出力10kW未満のものが該当。
- 今般、特区内に設置する畜産バイオマスを利用した内燃力発電設備について、出力20kW未満のものを小出力発電設備として扱いたい旨の要望を受けた。
- 指定自治体による安全性の議論の結果を踏まえ、総合特区における対応を認める。

一般用電気工作物である内燃力発電設備

(主任技術者の選任や保安規程の届出等の各種規制が不要)



【参考①：提案主体】

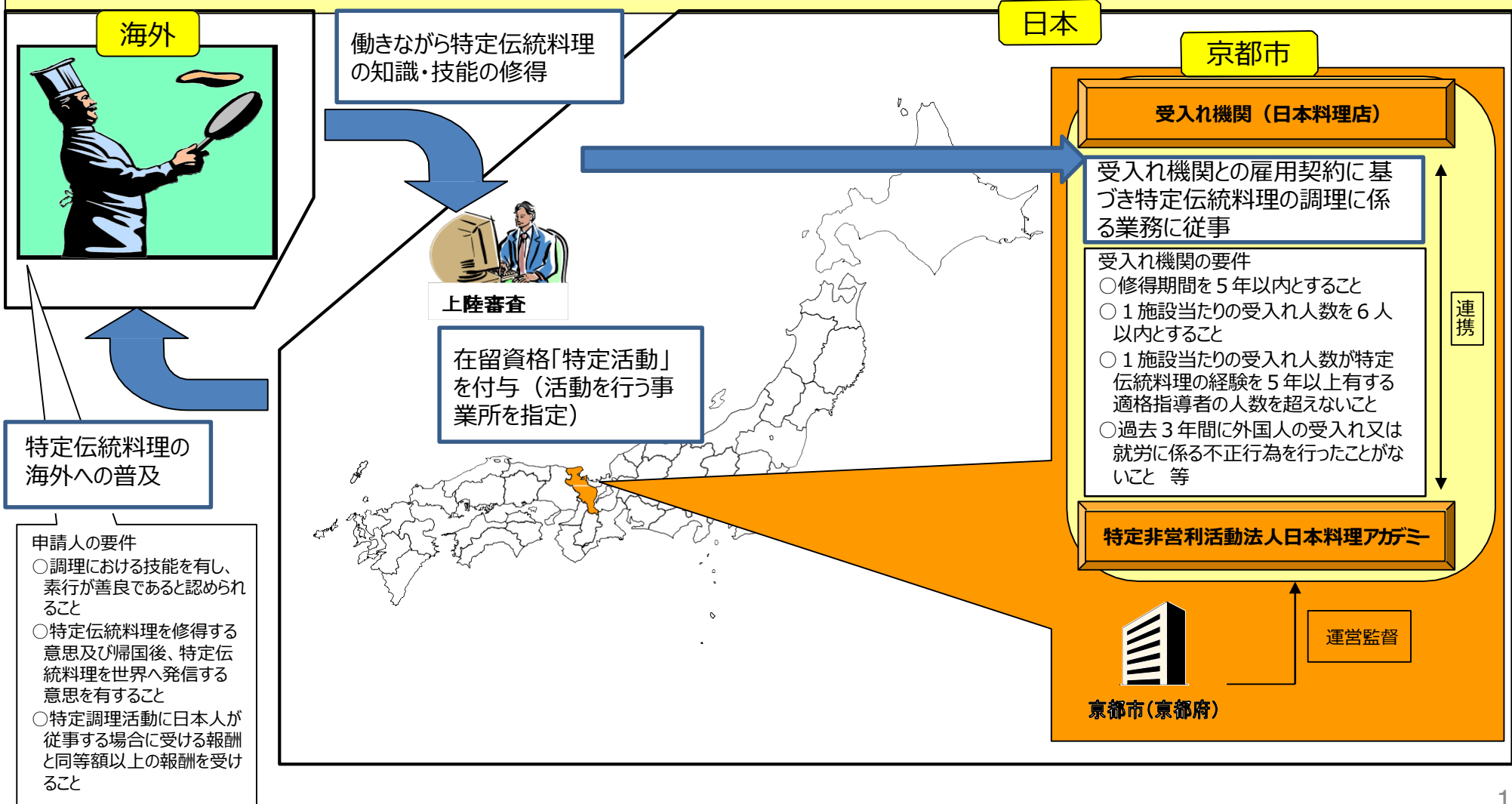
- 特区名：畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区
- 指定自治体：群馬県
- 提案時期：平成24年度春協議

【参考②：安全性の検討経緯】

- 指定自治体が有識者で構成される群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会を設置し、畜産バイオマスを利用した内燃力発電設備について、当該委員会においてメンテナンスや万一の事故の際の対応等を行う。
- 上記の措置により、指定自治体による保安体制が整備されていると考えられるため、特例を認める。

特定伝統料理海外普及事業

外国人が、日本国内の日本料理店で働きながら日本料理の知識及び技能を習得するための在留資格が認められていないところ、地域活性化総合特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理（＝特定伝統料理）（※）の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするために、在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。（※）京料理が該当する。

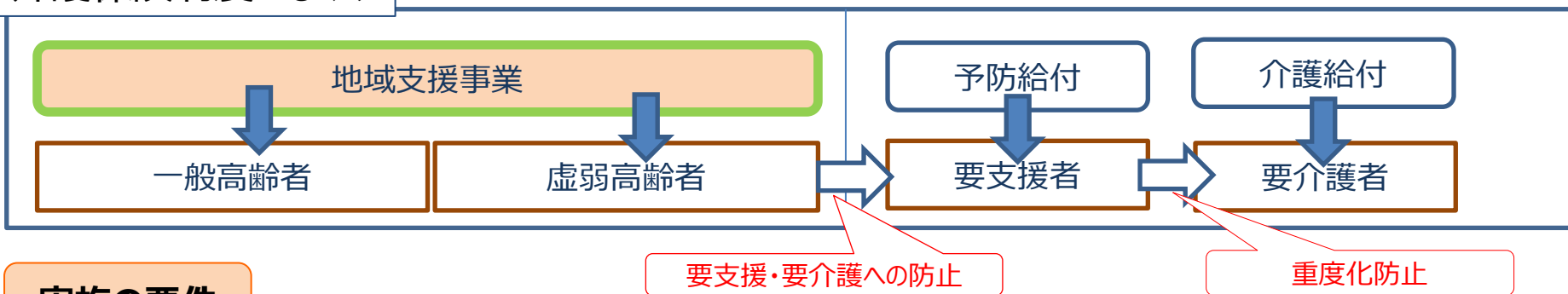


介護機器貸与モデル事業

介護保険制度において、介護保険給付の対象となっていない介護機器の貸与事業を地域支援事業※として実施できることとする。

※地域支援事業・・・要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、介護予防を目的として市町村が行う事業。
地域支援事業の財源は、介護給付と同じく、保険料と公費（国・県・市支出）が財源。

介護保険制度のしくみ



実施の要件

- 介護機器貸与モデル事業を実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。
- 介護機器貸与実績等の実績データ等を蓄積し、国に実績データ等の情報を提供すること。
など

総合特区を契機として、福祉用具の側面から生活を支援
民間事業者の集積を促し、利用者の自立支援につながる取組を促進